

特定行為研修運営事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、特定行為研修を推進するため、特定行為研修運営事業を行う協力施設に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修であつて、他施設の看護師の受講受入れを可とするものをいう。

(2) この要綱において「特定行為研修運営事業」とは、次に掲げる事業をいう。

ア 特定行為研修導入促進支援事業 協力施設が特定行為研修を実施するための準備を行う事業をいう。

イ 特定行為研修協力施設運営事業 協力施設が指定研修機関と連携協力し、特定行為研修を運営する事業をいう。

(3) この要綱において「協力施設」とは、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」（平成27年3月17日医政発0317第1号）第2の1(10)に規定する協力施設をいう。

(4) この要綱において「指定研修機関」とは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

1 次の表に掲げるとおりとする。

事業区分	補助の対象		補助率（額）
	経費	基準額	
(1) 特定行為 研修導入促 進支援事業	特定行為研修を実施するための準備 に必要な次に掲げる経費 給料、賃金、報償費、旅費、需用費 （消耗品費、印刷製本費、会議費） 役務費（通信運搬費）、使用料及び 賃借料（会場借上料、機器借上料）、 備品購入費	2,000 千円	事業区分ごとに、補助対 象経費の実支出額と補 助基準額を比較してい ずれか少ない額と、総事 業費から寄附金その他 の収入額を控除した額 とを比較していずれか
(2) 特定行為 研修協力施 設運営事業	特定行為研修の運営に必要な次に掲 げる経費 指導者及び事務職員に係る賃金、報 償費（謝金）、給料、諸手当	2,000千円	少ない額（1,000円未満 の端数が生じた場合は、 これを切り捨てた額）以 内

2 補助対象期間

第3の1に掲げる事業のうち、既に完了した事業であっても、補助の対象とすべき特別な理由があると知事が認めた場合に、補助の対象とするものとする。この場合において、第5の(1)

及び(2)、第6並びに第7の規定は適用せず、第4(1)ウ中「対象経費の支出予定額内訳」とあるのは「対象経費の支出精算額内訳」と、第4(1)エ中「事業計画書」とあるのは「実績報告書」と、第4(1)オ中「収支予算書」とあるのは「収支決算書」と、第8(2)中「補助金交付確定通知書」とあるのは「交付決定兼確定通知書」と読み替え、知事が別に指定する書類をあわせて提出する。また、様式第1号中「実施したい」とあるのは「実施した」とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書(様式第1号)
- イ 経費所要額調書(様式第2号)
- ウ 対象経費の支出予定額内訳(様式第3号)
- エ 事業計画書(様式第4号)
- オ 収支予算書(様式第5号)
- カ 資金状況調べ(様式第6号)(アの交付申請書が概算払承認申請書を兼ねる場合に限る。)

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件とする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業に要する経費の変更(事業費の額の20パーセント以内の変更を除く。)をしようとする場合
 - イ 補助事業の内容の変更(研修内容や規模等を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納入させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産

がある場合は、本文に規定する期間の経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働省が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

- (7) この補助金に係る対象経費につき重複して、補助金その他の金銭の交付を受けてはならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第7号）
- イ 変更経費所要額調書（様式第2号）
- ウ 対象経費の支出予定額内訳（様式第3号）
- エ 変更事業計画書（様式第4号）
- オ 変更収支予算書（様式第5号）

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第8号）
- イ 経費精算書（様式第2号）
- ウ 対象経費の実支出額内訳（様式第3号）
- エ 事業実績書（様式第4号）
- オ 収支決算書（様式第5号）

- (2) 提出期限

補助事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のイにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受領した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第9号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

- ア 概算払請求書（様式第9号）
- イ 資金状況調べ（様式第6号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額

を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額 (1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合 (消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。)には、その金額 (1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第10号による消費税仕入控除税額等報告書により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、不正競争防止法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第33号) の施行の日 (令和元年7月1日) から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前のそれぞれの要綱の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの要綱の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前のそれぞれの要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和7年度分の補助金から適用する。